

高山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度の人件費率
H24年度	人 92,326	千円 47,253,198	千円 3,121,068	千円 7,244,229	% 15.3	% 15.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H24年度	人 814	千円 3,137,617	千円 469,443	千円 1,120,634	千円 4,727,694	千円 5,808	千円 5,935

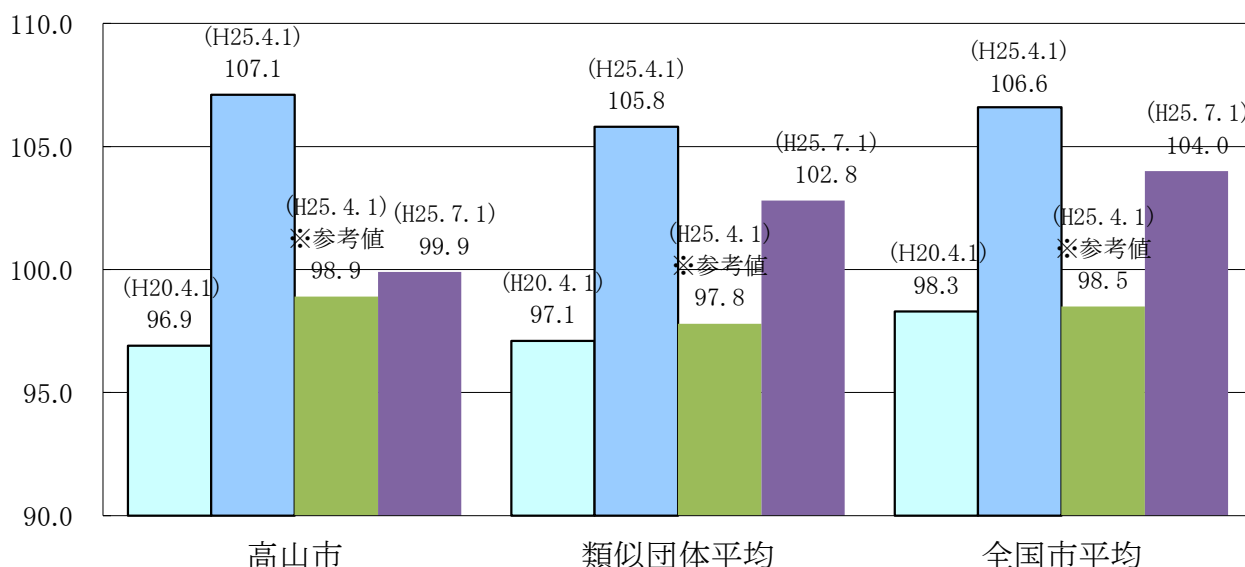
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	
減額期間 平成25年7月1日～平成26年3月31日	
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
給料月額を次の減額率で減額 6級・7級 8.8% 4級・5級 6.8% 1級～3級 3.8%	
平成25年4月1日 ラスパイレス指数 107.1 参考値 98.9	
平成25年7月1日 減額時点ラスパイレス指数 99.9	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高山市	44.1 歳	344,381 円	390,506 円	374,157 円
岐阜県	42.9 歳	337,060 円	403,867 円	370,672 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高山市	47.7 歳	70 人	293,804 円	315,959 円	312,535 円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.7 歳	22 人	287,750 円	302,595 円	300,775 円	調理師	44.9 歳	254,500 円	1.19
うち清掃員	44.7 歳	19 人	295,447 円	325,694 円	319,654 円	廃棄物処理 業	44.6 歳	290,600 円	1.12
うち用務員	47.1 歳	14 人	294,971 円	317,693 円	319,557 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.57
岐阜県	49.9 歳	165 人	318,140 円	359,640 円	335,481 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400) 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	36 人	315,491 円	350,999 円	336,134 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高山市	—	—	—
うち学校給食員	4,829,940 円	3,368,400 円	1.43
うち清掃員	5,125,328 円	3,980,600 円	1.29
うち用務員	5,052,616 円	2,809,400 円	1.80

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3か年の全国平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高山市	39.2 歳	307,000 円	369,529 円	344,223 円
類似団体	38.9 歳	299,354 円	370,119 円	332,660 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分		高山市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	144,500 円	—
	中学卒	129,200 円	133,100 円	—
医療職	大学卒	237,700 円	—	—

(注)国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,700 円	366,000 円	390,118 円	399,875 円
	高校卒	220,200 円	325,158 円	357,117 円	374,125 円
技能労務職	高校卒	—	258,800 円	286,833 円	270,700 円
	中学卒	—	257,950 円	288,057 円	319,800 円

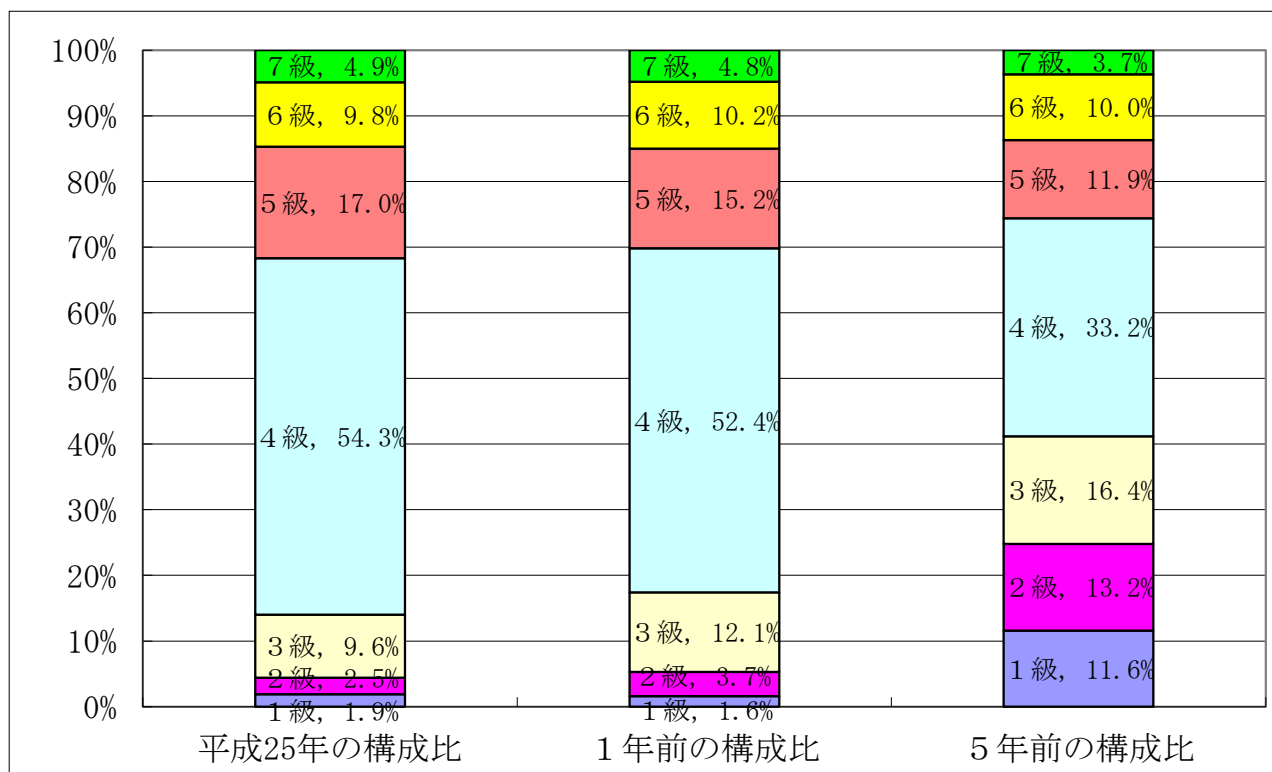
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	10 人	1.9 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事	13 人	2.5 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任	49 人	9.6 %	222,900 円	354,700 円
4 級	主査	278 人	54.3 %	261,900 円	388,300 円
5 級	主幹	87 人	17.0 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長、担当監、施設長	50 人	9.8 %	320,600 円	422,600 円
7 級	部長、参事	25 人	4.9 %	366,200 円	456,200 円

(注)1 高山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成13年度に目標管理による勤務評定制度を導入。主に人材育成を主体とした利用を行ってきたが、平成18年度の国の給与構造改革に伴い、勤務実績や態度・能力を給与等へ反映することとし、9月30日を中間評定基準日、2月1日を年度末評定基準日として、医師を除く全職員に対して勤務評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定の結果に基づき、極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でないの5段階の勤務成績により昇給区分を決定。平成18年度から管理職職員に対し、また、平成19年度より医師を除く全職員に対し評定結果を昇給に反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 山 市	岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,382 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,573 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務実績の評定の実施状況

平成13年度に目標管理による勤務評定制度を導入。主に人材育成を主体とした利用を行ってきたが、平成18年度の国の給与構造改革に伴い、勤務実績や態度・能力を給与等へ反映することとし、9月30日を中間評定基準日、2月1日を年度末評定基準日として、医師を除く全職員に対して勤務評定を実施。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定の結果に基づき、極めて良好・特に良好・良好・やや良好でない・良好でないの5段階の勤務実績により勤勉手当の支給率を決定。平成18年度から管理職職員に対し、また、平成19年度より医師を除く全職員に対し勤勉手当に結果を反映している。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

高 山 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	定年前早期退職特別措置 (2～20%加算)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 12,422 千円 23,934 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		11,755 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		534 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	7 人	18 %
松本市、岐阜市	3 %	4 人	3 %
医師、歯科医師	15 %	6 人	15 %

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		13,394 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		84,239 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		17.5 %		
手当の種類(手当数)		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	法令に基づく資格を有する職員のうち責任者として管理業務に従事する職員	電気主任技術者、高圧ガス保安技術者、廃棄物処理施設技術管理者の業務	126 千円	月額 1,000円
不快手当	行旅死亡人等の措置に従事した職員	行旅死亡人等の措置業務	0 千円	1回 2,000円
	火葬場における火葬の業務に従事した職員	火葬場における火葬の業務		1回 250円
医師手当	職務の級が医師職1級の職員	医師業務	9,528 千円	月額 60,000円
	職務の級が医師職2級の職員	医師業務		月額 120,000円
	職務の級が医師職3・4級の職員	医師業務		月額 180,000円
	特別加算	医師業務		市長が別に定める額
出動手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	消火、救急及び救助の業務に従事するために出動した職員	3,740 千円	1回 300円
外国勤務手当	外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における業務	0 千円	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当(以下「在勤手当」という。)のうち在勤基本手当の支給の例による額に相当する額に100分の75を乗じて得た額を限度とする額(当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額)
	外国に駐在を命ぜられ、当該地において有料の住宅を借りている職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における業務		在勤手当のうち住宅手当の支給の例による限度額に相当する額に100分の80を乗じて得た額を限度とする額(当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額)
	外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員のうち、その子が学校教育等を受けている職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における業務		在勤手当のうち子女教育手当の支給の例による額に相当する額を限度とする額(当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	107,807 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	147 千円
支給実績(平成23年度決算)	105,098 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	149 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H24年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,500円 ・16歳から22歳の子の加算 月額5,000円	同じ	—	130,929 千円	238,486 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額27,000円	同じ	—	24,621 千円	267,620 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である専門職(医師・歯科医師等)を対象	同じ	—	29,585 千円	4,930,833 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～24,500円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	—	55,020 千円	80,321 円
単身赴任手当	勤務地を異にする異動に伴い単身赴任となった職員 23,000円+加算額	同じ	—	1,674 千円	334,800 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定額の手当額	同じ	—	58,993 千円	627,585 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 1回につき4,200円	同じ	—	5,582 千円	12,891 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員が臨時、緊急の必要により休日に勤務した場合 1回につき4,000円～12,000円	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 (支給額)×(深夜勤務時間数)	同じ	—	15,451 千円	103,007 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	3,980 千円	16,653 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円	同じ	—	58,073 千円	67,922 円

6 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分		給料		月額		額等	
給料	市区町村長	961,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	()	(—)	(円)	1,000,000	円,	440,000	円
報酬	副市長	802,000	円				
	()	(—)	(円)	804,000	円,	375,000	円
報酬	議長	488,000	円				
	()	(—)	(円)	698,000	円,	310,000	円
	副議長	442,000	円				
報酬	()	(—)	(円)	620,000	円,	245,000	円
	議員	416,000	円				
期末手当	市区町村長	(平成24年度支給割合)					
	副市長	3.90	月分				
期末手当	議長	(平成24年度支給割合)					
	副議長	3.90	月分				
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市長	在職年×450/100		0	任期毎		
退職手当	副市長	在職年×280/100		8,982,400	任期毎		
	備考	H22.12.22現在、市長の職にある者は退職手当を支給しない。					

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

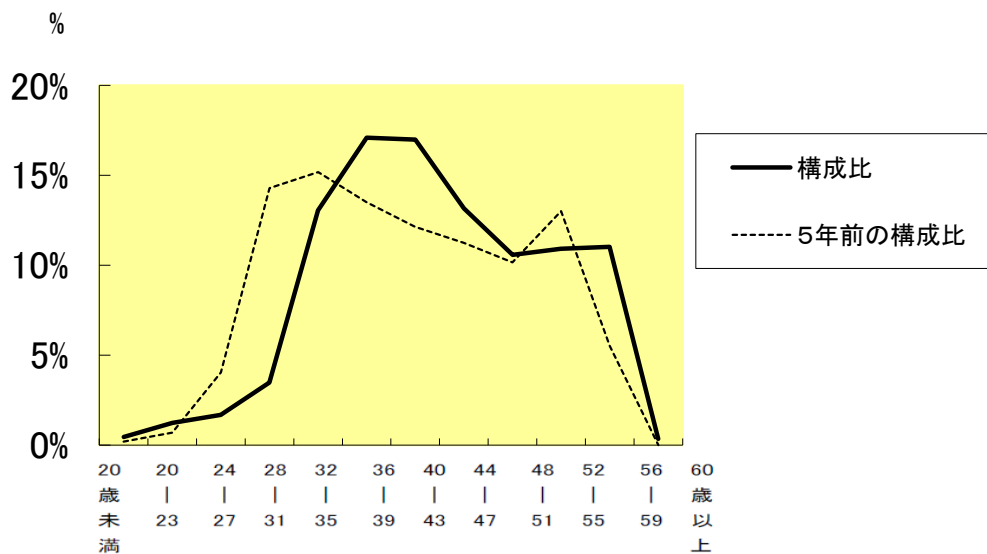
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	8	8	0	<ul style="list-style-type: none"> 職員派遣の終了による減 獣医師の嘱託化による減 中部縦貫自動車道推進室の業務増 保育園の移譲に向けた移譲先団体職員の受入による減
	総務	154	152	△2	
	税務	41	41	0	
	労働	2	2	0	
	農林水産	57	55	△2	
	商工	35	36	1	
	土木	75	77	2	
	民生	133	127	△6	
	衛生	62	61	△1	
	計	567	559	△8	
教育部門	101	89	△12	<ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会の終了に伴う課の廃止による減 学校給食センター調理員の一部賃金職員化による減 	
消防部門	147	146	△1	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員を年度当初臨時職員として雇用したことによる減 	
小計	815	794	△21	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.62 人)	
公営企業等会計部門	病院	21	21	0	<ul style="list-style-type: none"> 他団体からの出向職員受入れによる減
	水道	25	25	0	
	下水道	22	22	0	
	その他	28	27	△1	
	小計	96	95	△1	
合計		911	889	△22	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.29 人
		[980]	[980]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4	11	15	31	116	152	151	117	94	97	98	3	889

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数	過去5年間の増減率
		職員数	622	609	599	583	567	559	△ 63
一般行政	職員数	116	109	106	105	101	89	△ 27	△ 23.3
教 育	職員数	154	151	150	147	147	146	△ 8	△ 5.2
消 防	職員数	892	869	855	835	815	794	△ 98	△ 11.0
普通会計計	職員数	114	107	104	100	96	95	△ 19	△ 16.7
公営企業等会計計	職員数	1,006	976	959	935	911	889	△ 117	△ 11.6
計	職員数								

1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H23年度の総費用に占 める職員給与費比率
H24年度	千円 1,105,884	千円 358,678	千円 117,415	% 10.6	% 10.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H24年度	人 24	千円 89,685	千円 12,652	千円 32,288	千円 134,625	千円 5,609	千円 6,258

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高山市	45.9 歳	359,213 円	494,435 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 山 市		水道事業 (一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(平成24年度)		1人当たり平均支給額(平成24年度)	
1,345 千円		1,476 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~20%		・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(H24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H24年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

ウ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	2,461 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	103 千円
支給実績(平成23年度決算)	941 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	50 千円

オ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき 月額6,500円 ・16歳から22歳の子の加算 月額5,000円 	同じ	—	4,888 千円	257,263 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額27,000円	同じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～24,500円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで 	同じ	—	1,830 千円	107,647 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定額の手当額	同じ	—	1,427 千円	713,500 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	39 千円	5,571 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 その他の職員 月額7,360円 	同じ	—	1,684 千円	76,545 円